

改正 2022年2月26日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人同志社（以下「本法人」という。）及び法人内各学校の業務に関し、法令、学校法人同志社寄附行為若しくは本法人の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令等違反行為」という。）を早期発見し、是正を図るために必要な体制を整備し、本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報等)

第2条 本法人の教職員、派遣労働者及び業務委託労働者等（以下「教職員等」という。）は、在職中及び退職日から1年以内に限り法令等違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。また、本法人の理事及び監事（以下「理事等」という。）は、在任中、公益通報等を行うことができる。

2 前項の定めにかかわらず、この規程以外の本法人の規程において、特定の範囲の法令等違反行為について公益通報等が可能な期間が前項の定めより長期である場合、教職員等及び理事等は、当該規程により認められる期間中は公益通報等を行うことができる。

(窓口)

第3条 公益通報等に応じる窓口は、コンプライアンス推進室とする。

2 前項の定めにかかわらず、ハラスメント及び研究不正（以下「ハラスメント等」という。）に関する公益通報等については、法人内各学校においてハラスメント等の規程等を所管する部署（以下「所管部署」といい、コンプライアンス推進室とあわせて「コンプライアンス推進室等」という。）を窓口とする。

3 所管部署は、当該部署の所管規程に基づくハラスメント等に関する公益通報等について、本規程に基づき対応を行うものとする。ただし、所管部署が対応すべき公益通報等の対応・調査等（第6条、第7条及び第9条）は、本規程に別段の定めのない限り当該規程等に基づき行うものとする。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、本法人は、本法人外に公益通報等に応じる窓口（以下「法人外窓口」という。）を置くことができる。

5 公益通報等を受け、当該公益通報等に係る通報対象事実の調査及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）を行う従事者（以下「従事者」という。）は、コンプライアンス推進室に所属する者とし、その責任者はコンプライアンス推進室事務長とする。

6 前項の定めにかかわらず、ハラスメント等に関する従事者は、当該ハラスメント等の所管部署に所属する者とし、その責任者は所管部署の事務長とする。

7 第5項及び第6項に規定するもののほか、個別の公益通報等に関し公益通報対応業務を行わせる必要がある者は、当該個別の公益通報等に応じ、理事長が該当者を従事者として定める。この場合、理事長は該当者に対し、従事者として定める旨を文書により通知するものとする。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

(禁止事項)

第5条 公益通報等を行う者（以下「通報者」という。）は、不正の利益を得る目的、本法人、法人内各学校又は第三者に損害を与える目的等、不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(対応)

第6条 コンプライアンス推進室等は、通報者から公益通報等を受けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 コンプライアンス推進室が対応すべき公益通報等のうち、通報者が、理事長又は理事（以下「理事長等」という。）の関与が疑われると指摘するなど、理事長等が関係するおそれがある事案の場合、公益通報等の対応・調査等に関する判断は、監事が行うものとする。

3 所管部署が対応すべき公益通報等のうち、法人内各学校の学校長等が関係するおそれがある事案について、法人内各学校の規程において学校長等からの独立性が確保されていない場合は、公益通報等の対

応・調査等に関する判断は、理事長が指定する者が行うものとする。

(調査)

- 第7条 コンプライアンス推進室は、通報者から公益通報等を受けた場合、速やかに理事長（ただし、通報者が理事長等の関与が疑われると指摘するなど、理事長等が関係するおそれがある事案については監事）に報告するとともに、その判断に基づき、調査を開始しなければならない。ただし、公益通報等された事実が存在しないことが明らかである等の正当な理由があるときは、この限りではない。
- 2 コンプライアンス推進室は、調査を開始する場合、当該通報者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。
  - 3 コンプライアンス推進室等は、公益通報等された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取、その他の適切な方法により調査を行う。
  - 4 理事長は、公益通報等された事項に関する事実関係を調査するために、調査委員会を設置することができる。
  - 5 調査対象部課及び関連部課の教職員等は、調査に際して、コンプライアンス推進室等又は調査委員会から協力を求められた場合、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
  - 6 第4項に基づき理事長が調査委員会を設置した場合、コンプライアンス推進室はその旨を監事に報告するものとする。

(遵守事項)

第8条 従事者を含め調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 通報者、教職員等、理事等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
  - (2) 調査対象部課や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
  - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
  - (4) 通報者個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
  - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏洩しないこと。
- 2 従事者を含め調査に関わった者及び監事は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。
  - 3 従事者を含め調査に関わる者は、自らが関係する公益通報等された事項の調査に関与してはならない。

(報告等)

- 第9条 コンプライアンス推進室は、理事長（ただし、第7条第1項における報告先が監事とされた場合は、監事）に対し、調査に関する進捗状況を適宜、報告するとともに、調査を終了した後は、コンプライアンス上の問題も含め、その結果を遅滞なく報告しなければならない。
- 2 理事長又は各学校長は、法令等違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
  - 3 第1項の報告を受けた監事は、調査対象とされた者以外の理事に報告するなど、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置が講じられるよう、適切な対応を図らなければならない。
  - 4 コンプライアンス推進室等は、第2項の措置が講じられた場合は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において当該措置に係る通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。また、措置を講じない場合も、調査結果について通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。
  - 5 コンプライアンス推進室等は、前項に基づき通報者へ通知する際は、措置の内容等に加え、第12条第1項に定める不利益な取扱いを受けた場合はコンプライアンス推進室等へ連絡すべきことを教示するものとする。
  - 6 コンプライアンス推進室は、調査結果、第2項及び第4項の措置の内容について監事に報告するものとする。
  - 7 第2項の措置をとった後、当該措置が適切に機能していない場合は、改めて是正に必要な措置をとる。

(処分)

第10条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合、当該行為に関与した教職員に対し、懲戒規程により懲戒処分を行うことができる。

(軽減措置)

第11条 法令等違反行為に関与していた教職員等が、コンプライアンス推進室等がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合、当該教職員等の処分を免除又はその程度を軽減することができる。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 本法人は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 教職員は、他の教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

3 本法人は、第1項及び第2項における不利益な取扱いを把握した場合は、適切な救済・回復の措置をとる。また、不利益な取扱いが行われた場合は、当該行為を行った者に対し、行為態様、被害の程度等を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

(範囲外共有及び通報者探索の禁止)

第13条 通報者個人を特定する情報を得た従事者は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為(以下「範囲外共有」という。)をしてはならない。

2 前項の定め反して、範囲外共有が行われた場合は、適切な救済・回復の措置をとる。

3 従事者を含め調査に関わる者が、通報者を特定したうえでなければ調査が実施できない等の止むを得ない場合を除き、通報者の探索を行ってはならない。

4 第1項又は前項の定め反して、範囲外共有や通報者の探索が行われた場合、当該行為を行った者に対して、行為態様、被害の程度等を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

(運用実績の開示)

第14条 第3条第1項、第2項及び第4項の窓口に寄せられた通報に関する運用実績(是正の有無、対応概要等)は、適正な業務の遂行及び通報者等利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲に限り、同志社コンプライアンス推進委員会において開示するものとする。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、コンプライアンス推進室事務室が取り扱う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。